

令和6年7月19日

公 告

栃木地方最低賃金審議会 第3回栃木県最低賃金専門部会の公開について

標記の専門部会を下記のとおり公開（一部公開）いたします。

傍聴を希望される方は、下記の申込要領によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和6年8月5日（月） 午後1時30分から

2 場 所 宇都宮市明保野町1番4号
宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

3 議 題

- (1) 栃木県最低賃金の金額改定について
- (2) その他

4 一部公開とする理由

令和6年度第1回栃木地方最低賃金審議会において、本会議は、公労使三者が集まって議論を行う場は公開とし、公労・公使協議といった二者協議の場については、素直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、また、公労使三者が集まって議論を行う場であっても、採決が必要となった場合の採決の場面については、非公開とすることとなりました。

5 傍聴者 8名以内

6 申込要領

(1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに傍聴を希望する専門部会の開催日、住所、氏名、電話番号及びメールアドレスを記入の上、郵送又は電子メールにて下記あてお申し込みください。

なお、同日に審議会及び専門部会が開催され、審議会及び専門部会の両方に傍聴を希望される場合は、審議会及び専門部会それぞれ別にお申し込みください。

電子メールにて申し込みをされる場合、必ずメール本文に審議会の開催日等の必要事項を記入するようしてください。

ファイルが添付された電子メール及びメール本文に差出人の記載のない電子メールは受け取れないので、注意してください。

様式は任意です。申込締切日は、令和6年8月2日（金）午後5時（必着）です。

〒320-0845

宇都宮市明保野町1-4 栃木労働局労働基準部賃金室

メールアドレス tochigisaichin@mhlw.go.jp

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴をお断りする方に対しては、専門部会の前日（前開庁日）までに電話又は電子メールで連絡いたしますので御了承願います。

なお、希望者多数のため抽選を行った結果傍聴予定者となった方より専門部会の前日（前開庁日）午後3時（必着）までに傍聴辞退について郵送又は電子メールで連絡があつた場合には、傍聴をお断りする又はお断りした方の中から再抽選を行い、傍聴についての連絡を電話又は電子メールで連絡いたしますので御了承願います。

(3) 専門部会当日は、開始10分前までに来場し、傍聴者名簿に記入してください。

入室は5分前からとなります。なお、専門部会開始後の入室は認められませんので御注意ください。

(4) 当日は、申し込みいただいた本人であることを確認させていただくことがあります。

(5) 専門部会の一部を非公開とする場合があります。この場合には、傍聴人は会場の傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席して待機していただくか、会場から退室され、公開を再開する時刻まで自由にしていただいて結構です。公労使三者が集まって議論を再開する場合で会場から退室されている場合は、電話又は申込の際のメールアドレスあてに、再開する時刻（連絡後概ね10分後）を連絡いたします。

なお、非公開の間、会場内を歩き回らないようにしてください。また、会場から退室された場合、宇都宮第2地方合同庁舎4階及び5階の会場内以外の場所（廊下、階段、エレベーターホールを含む）には立ち入らないようにしてください。

(6) 車椅子をお使いになられる方は、その旨を申し込みの際に書き添えください。

また、介助の方がいる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

7 専門部会傍聴に当たっては、次の事項を厳守してください。

(1) 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。

(2) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

(3) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。

(4) 写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の録画・録音機器の使用はご遠慮ください。

(5) 静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は慎んでください。

(6) 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。

(7) プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。

(8) ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないでください。

(9) 銃刀類その他の危険なものを持っている人、酒気を帶びている人、その他秩序を乱すおそれがあると認められる人の傍聴はお断りいたします。

- (10) その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。
- (11) 上記の各事項に反する行為を確認した場合は、退室していただくことがあります。

8 その他

- ・駐車場が混み合っておりますので、バスなどの交通機関を御利用ください。

(注) 都合により開催日、開始時刻が変更になる場合があります。あらかじめ御承知置きください。

栃木地方最低賃金審議会

事務局：栃木労働局労働基準部賃金室

専門部会傍聴に当たっての遵守事項

※ 専門部会は、公労使三者が集まって議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益代表委員及び労働者代表委員又は公益代表委員及び使用者代表委員で協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴はできません。

非公開の間、会場の傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席して待機していただき、会場内を歩き回らないようにしてください。また、会場から退室された場合、宇都宮第2地方合同庁舎4階及び5階の会場内以外の場所（廊下、階段、エレベーターホールを含む）には立ち入らないようしてください。

会場に再入場の際傍聴整理券が必要ですので、失くさないように保管していただき、お帰りになる際は、事務局職員に返却してください。

※ 専門部会の傍聴に当たっては、次の留意事項を厳守してください。

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の録画・録音機器の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている人、酒気を帶びている人、その他秩序を乱すおそれがあると認められる人の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。
- 11 上記の各事項に反する行為を確認した場合は、退室していただくことがあります。

栃木地方最低賃金審議会

事務局：栃木労働局労働基準部賃金室